交通事故被害者に選ばれる法律事務所の

実績と信頼の解決事例ブック









交通事故被害者にとって公正、妥当な結果をめざします



弁護士法人

鷹匠法律事務所

解決事例ブック発行に寄せて

交通事故に遭ってしまった…
適正な損害賠償を受けたい…
治療費を打ち切られてしまった…
後遺障害で納得できない…
過失割合の基準がわからない…



このようなことでお悩みの方は、当事務所までご相談ください。

被害者にとって、損害保険会社の対応は決して親切なものとは限らず、適正な賠償を提示してくる可能性は低いのが現状です。

- □ 損害保険会社との交渉が大変!
- □ 損害保険会社の社員の対応が高飛車で不安だ…
- □ 損害保険会社の損害賠償額の提示額が適正か知りたい。

このようなことでお悩みの方もお気軽にご相談ください。

交通事故が発生した場合、怪我の治療などで大変な時にもかかわらず、加害者との交渉をしなければなりません。交通事故の示談交渉はほとんどの場合、加害者が加入している、経験や知識の 豊富なプロの集団である損害保険会社の社員と交渉しなければならず、被害者にとって苦痛極ま りないものです。

しかも、損害保険会社の社員は被害者に対する損害賠償金額を低く抑え、保険金の出し渋りをする傾向にあります。私どもの事務所は今までに損害保険会社から低額な損害賠償額を提示されたり、損害保険会社の社員の態度に不満や不平を有する被害者から年間200件近くの相談を受けてきました。

中には被害者の誤解もありますが、裁判所の解決基準を無視した損害賠償金の提示が被害者にな されることが多く、被害者の不満や不平ももっともだと実感しています。

損害保険会社の社員から「当社の基準ではこれ以上出せない。これが決まりだ。」といわれたとしても、弁護士が介入した交渉や裁判所での訴訟ではそれ以上の額で解決することも多いのです。

決して泣き寝入りすることはありません。私どもの事務所は今まで損害保険会社との関係は一切なく、常に被害者側に立ち、裁判所の定める基準を最大限尊重し、解決に努力してきました。

これからも一切損害保険会社との顧問契約はせず被害者の立場に立って、公正、妥当な損害賠償額が獲得できるよう、被害者の皆様のお役に立ちたいと思います。

交通事故の被害でお困りの方は、相談は無料ですので、お気軽に私どもの事務所にお電話を下さい。

弁護士法人鷹匠法律事務所 所長弁護士 大橋 昭夫

適正な治療と賠償金の獲得のために 交通事故に遭ったら弁護士にご相談ください

交通事故発生から解決までの流れ

事故発生後、出来るだけ早い段階で弁護士にご相談ください。



当事務所は40年以上にわたり、交通事故被害者の救済に努めてきました。

今までに当事務所は、死亡事故、高次脳機能障害、遷延性意 識障害等の重度後遺障害の他、むち打ち症等の後遺障害を数多 く取り扱い解決してきました。

静岡自賠責損害調査事務所の後遺障害等級認定は厳しくなっており、交通事故被害者の満足のいく結果になっていないことが多いものです。

「被害者の救済が第一」をモットーに活動している当事務所は、 交通事故被害者やそのご家族の皆様方の生活が安定しますよう、 交通事故発生直後から皆様方のご相談に応じています。

知っておきたい賠償金の知識

・保険会社提示額と裁判所基準額

傷害事故の賠償額の計算は、以下の表のA~Eの合計額です。

A 治療関連費

治療費・付添看護費・入院中雑費・通院交通費・装具代・家屋改造費など

B 休業補償

事故で減少した収入の補償

C 入通院慰謝料 受傷 (入通院) による精神的苦痛の補償

D 後遺障害の逸失利益

残りの人生で予想される収入減少の補償、事故前年収入や労働能力喪失率 を基準に算定

E 後遺障害慰謝料

後遺障害による精神的苦痛の補償・後遺障害の等級による基準がある。

損害保険会社の社員から示談で提示される保険金(賠償金)は、裁判所の基準より低いことがしばしばです。たとえば、2ヶ月間入院した場合の障害の慰謝料を例にとりますと、ひどい損害保険会社では①自賠責保険の基準の25万2000円を提示し、少し良識のある保険会社では②任意保険の基準の50万4000円を提示してきます。

裁判所の基準ではこの場合101万円が認められますが、損害保険会社はこの基準を無視し、①や ②の低い基準による額を押しつけてきます。裁判所の基準は今までの実績や全国の判例に基づく ものであり、法律と同じような機能があるものです。

損害保険会社が多くの国民から保険料を集めて成り立っている日本の会社であることを考えると、裁判所の基準を無視することは法律を無視するのと同じことになるのではないでしょうか。

・当事務所の考え

私どもの事務所は、裁判になればもっと多額の損害倍賞金を支払わなくてはならないと 理解している損害保険会社が、自分の会社の利益の保持のために低額な損害賠償額しか 提示しないことを最大の人権侵害だと考えています。

法的に無知な被害者には低額な損害賠償額を、弁護士が介入した場合や裁判では裁判所の基準による損害賠償額を応諾するという二重の基準は、日本国憲法が定める法の下の平等に明らかに違反する行為ではないでしょうか。

「プロの損害保険会社の社員が言うのだから、そうなのだろう。」「とにかく早く終わらせ交通事故のことは忘れたい。」という皆様のお気持ちはもっともですが、すぐに示談せず弁護士に相談してじっくりと考えることが何よりも大切です。

弁護士法人鷹匠法律事務所について

当事務所の歩み

鷹匠法律事務所は、1983年に静岡市葵区鷹匠に設立されましたが前身の大橋昭夫事務所の時代を含めると 既に40年以上の歴史を有します。

私たちは、依頼者の皆様の視点に立ち、優しく・親切に応対することを常に心がけています。 私たちが、一番大事にする価値は、弁護士法第1条が定める「人権擁護」と「社会正義の実現」です。 具体的には、経済的、社会的弱者と言われる方々のために、法律や常識を駆使し、積極果敢に行動することだと考えています。

私たちは、常に時代の苦悩の中に身を置き、皆様とともに笑ったり、泣いたりすることのできる「民衆の 弁護士」になりたいと考えています。

迷ったこと、お困りのことがございましたら私たちの法律事務所にお気軽にご連絡下さい。

どんな些細なことでも、遠慮せずにご相談下さい。

経済的に余裕のある方、ない方とを分け隔てすることなく、私たち弁護士と事務職員が皆様をあたたかく お迎えします。

鷹匠法律事務所の特徴

■ 症状固定前からのお手伝い

当事務所では症状固定・後遺障害診断書作成・等級認定の前から、より適正な損害賠償を得るお手伝いをしています。

自賠責損害調査事務所への後遺障害認定手続も代理しています。

後遺障害診断書の内容如何によって、すべて決まってしまうという経験を有していますので、当事務所と しましては、等級が認定される前にあなたを援助する必要があるのです。

■ 相談料無料・弁護士費用の負担軽減

当事務所では交通事故相談について、相談料は無料としています。(但し任意保険に「弁護士費用特約」 がついている場合は相談料をいただきます。)

裁判をやらなくてはいけない場合、着手金が必要になりますが、当事務所では事件終了後の報酬支払時に 着手金相当分をあわせて支払うという方法も採用しています。

自賠責から認定された等級に応じ後遺障害保険金が支払われる場合、このお金の中から着手金を支払っていただくことになります。

今までに当事務所に依頼されたほとんどの被害者の皆様がそのようにしています。 最近では、被害者の皆様が加入している任意保険に「弁護士費用特約」がついていることも多く、ご自身 や家族の皆様が被害にあった場合、およそ300万円の範囲内で弁護士費用が保険から出ます。

この場合には、着手金を損害保険会社から支払ってもらうことになります。 いずれにしましても、当事務所ではお金のあるなしは何ら問題にはなりません。

報酬金につきましても、事件終了後、損害保険会社から獲得できた額の中からいただくことになりますが、 判決等で終了する場合、裁判所は弁護士費用の支払いを加害者に命じますので、あなたの負担は少なくな ります。

弁護士紹介

所長弁護士 大橋 昭夫



交通事故被害者を始めとする社会的弱者 の人権に最大限配慮し、これからも誠実 に弁護士活動を続けたいと思います。

年月日	所属 経緯等
1947年11月23日	静岡県浜松市二俣町(旧天竜市)に生まれる
1966年 3月	静岡県立浜松北高等学校卒業
1966年 4月	静岡大学人文学部法経学科 入学
1970年 3月	同大学卒業
1970年 9月	司法試験合格
1973年 4月	弁護士登録、静岡県弁護士会所属。
1976年 4月	大橋昭夫法律事務所を設立
1983年 4月	静岡市葵区鷹匠に鷹匠法律事務所を設立し、現在に至る
2005年 4月	静岡大学法科大学院教授就任(民事法総合演習担当)
2009年 3月	静岡大学法科大学院教授退任
	『斉藤隆夫、立憲政治家の誕生と軌跡』(明石書店、2004年)
	『後藤象二郎と近代日本』(三一書房、1993年)
著書	『副島種臣』(新人物往来社、1990年)
	『明治維新とあるお雇い外国人一フルベッキの生涯』 (新人物往来社、1988年亡平野日出雄氏との共著)

年月日	所属 経緯等
1957年 12月	静岡県沼津市に生まれる
1976年 3月	静岡県立富士高等学校卒業
1983年 3月	早稲田大学法学部卒業
1996年 4月	弁護士登録 静岡県弁護士会所属
1996年 4月	鷹匠法律事務所入所

弁護士 久保田 和之



交通事故被害者を始めとする社会的に弱い立場にある依頼者の気持ちに寄り添い、事件の解決にあたりたいと思います。

弁護士 靏岡 寿治



年月日	所属 経緯等
1974年 12月	東京都練馬区に生まれる
1993年 3月	埼玉県立松山高等学校卒業
1997年 3月	静岡大学人文学部法学科卒業
2005年 10月	弁護士登録 静岡県弁護士会所属
2005年 10月	鷹匠法律事務所入所

「消費者弁護士」をめざし弁護士になりましたが、損害保険会社に対しては弱者の立場にある交通事故被害者の救済にも 全力をあげたいと思います。

年月日	所属 経緯
1983年 7月	静岡県焼津市生まれ
2002年 3月	静岡県立藤枝東高等学校卒業
2006年 3月	金沢大学法学部卒業
2006年 3月	曹洞宗大本山總持寺にて修行
2010年 4月	静岡大学法科大学院卒業
2011年 9月	司法試験合格
2012年12月	弁護士登録 静岡県弁護士会所属
2012年12月	鷹匠法律事務所に入所

弁護士 北上 紘生



弁護士として僧侶として皆様方の抱える悩みや不安と真剣に向きあってきました。交通事故についても誠実に職務を全うしたいと思います。

■頭部(脳)の解決事例一覧

事例內容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
7級4号の高次脳機能障害の事案で830万 円を増額させて訴訟外の和解	頭部・脳	7級4号	女性	自動車	1,880	830
死亡事故で2120万円を増額させて訴訟上 の和解をした事例	脳	死亡事故	男性	バイク	4,456	2,120
高次脳機能障害7級が5級になり3000万 円を取得	頭部・脳	5級2号	主婦	自転車	3,000	1,000
併合4級で既払金2188万円の他に6700万円 を取得して訴訟上の和解	頭蓋骨•鎖骨	併合4級	会社員	バイク	6,700	4,512
死亡事故で750万円余増額して和解した事 例	頭蓋骨	死亡事故	アルバイト	車両誘導	3,750	750
年収が現実収入より多く認められ1640万 円増額	脳	死亡事故	アルバイト	歩行者	4,940	1,640
裁判をすることによって1000万円の増額	脳	死亡事故	女性	歩行者	2,962	1,000

■肩・上腕の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
併合第14級の右肩痛等の後遺障害について、当初の提示額より大幅に増額され判決確定	右肩関節筋腱板	併合14級	大学生	歩行者	950	500
12級6号の後遺障害で850万円を増額させ 訴訟上の和解	右鎖骨・左尺骨・右肩関 節・左手関節	12級6号	会社員	バイク	1,500	850
後遺障害非該当が異議申立てにより14級 と認定され訴訟外の和解	左頚部・両肩・左上肢	14級9号	外国籍の女性	自動車	456	456
11級7号(脊柱に変形を残すもの)の後遺 障害で既払金の他に1,300万円を取得	左鎖骨・胸腰椎	11級7号	男性	バイク	1,300	800
14級9号の事案で既払 金142万円以外に 500万円取得した事例	左肩鎖関節・頚部・腰部	14級9号	男性	自転車	500	100
併合4級で既払金2188万円の他に6700万円 を取得して訴訟上の和解	頭蓋骨・鎖骨	併合4級	会社員	バイク	6,700	2,000

■脊髄・頚椎・腰椎の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
後遺障害非該当が異議申立てにより併合第14 級になり、300万円で訴訟外の和解	頚椎・腰部捻挫	14級9号	自営業	自動車	300	250
14級9号で後遺障害の慰謝料が250万円 認められ、訴訟上の和解をした事件	頚椎	14級9号	会社員	自動車	460	140
後遺障書等級 1 4 級 9 号の後遺障害につき、 判決により 1 3 級相当と認定された事例	頚椎	13級	会社員	自動車	520	200
後遺障害非該当第14級相当が認定され既払 金を除き訴訟上の和解をした事例	頚椎・左胸郭出口症候群・ 腕神経叢障害	14級	男性	自動車	380	238
後遺障害非該当が異議申立てにより第14級 9号になり訴訟外の和解	頚椎	14級9号	主婦	自動車	350	284
後遺障害非該当が異議申立てにより第14級 9号に認定され訴訟外の和解	頚椎	14級9号	パートタイマー	自動車	320	200
14級9号の後遺障害で162万円を増額させ既 払金を除き311万円余で調停成立した事例	頚椎	14級9号	会社員	自動車	311	162
後遺障害非該当が鑑定により14級9号になり 310万円を 取得し訴訟上の和解	頚椎	14級9号	主婦	自動車	310万	200
むち打ち症で後遺障害非該当が14級9号になり 訴訟上の和解	頚椎	14級9号	アルバイト	自動車	260	200
14級9号の後遺障害の等級が12級13号に繰り上がり減収がないのに逸失利益が認められて訴訟上の和解をした事例	頚椎	12級13号	会社員	自転車	750	450
第1級1号の後遺障害で1億820万円を取得し、 訴訟上の和解をした事例	頚髄・第2頚椎・第3頚椎	1級1号	会社員	自動車	10,820	6,700
異議申立てにより14級9号が認定され示談額が 増額し訴訟外の和解	頚椎・腰椎・全身打撲・右 足関節・右膝	14級9号	自営	車	253	173
14級9号が維持されたが大幅に増額され訴訟上 の和解	頚椎・腰椎	14級9号	アルバイト	車	875	680
後遺障害非該当が異議申立てにより14級と認 定され訴訟外の和解	左頚部・両肩・左上肢	14級9号	外国籍の女性	自動車	456	300
後遺障害非該当が14級と認定され、訴訟上の 和解	頚椎・腰椎・左上肢	14級	女性	歩行者	553	320
11級7号(脊柱に変形を残すもの)の後遺障害 で既払金の他に1,300万円を取得	左鎖骨・胸腰椎	11級7号	男性	バイク	1,300	800
むち打ち症で、後遺障害非該当を併合14級に させ、330万円を取得	頚椎・腰椎	併合14級	女性	自動車	330	195
11級の後遺障害で822万円を取得し訴訟 外の和解をした事例	胸椎・腰部・左足関節	11級7号	主婦	自転車	822	286
第14級9号の後遺障害で、355万円を取得し、訴訟上の和解をした事例	頚椎・腰椎	14級9号	主婦	自動車	355	254

■肘・前腕の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得 金 額 (万円)	増加額 (万円)
12級6号の後遺障害で850万円を増額させ 訴訟上の和解	右鎖骨・左尺骨・右肩関 節・左手関節	12級6号	会社員	バイク	1,500	850
後遺障害非該当が異議申立てにより14級 と認定され訴訟外の和解	左頚部・両肩・左上肢	14級9号	外国籍の女性	自動車	456	300
後遺障害非該当が14級と認定され、訴訟 上の和解	頚椎・腰椎・左上肢	14級	女性	歩行者	553	320
併合9級相当が異議申立てにより併合6級 相当になり訴状外の和解	右下腿骨・右手・右上肢	併合6級	男性	バイク	1,700	800

■手・指の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
12級6号の後遺障害で850万円を増額させ 訴訟上の和解	右鎖骨・左尺骨・右肩関 節・左手関節	12級6号	会社員	バイク	1,500	850
併合9級相当が異議申立てにより併合6級 相当になり訴状外の和解	右下腿骨・右手・右上肢	併合6級	男性	バイク	1,700	800
労働能力喪失期間が15年となり891万円を 取得した事例	右親指・右人差し指靭帯	12級13号	男性	バイク	891	313

■骨盤・股関節・大腿骨の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
第13級相当の後遺障害が第12級相当 と認定され訴訟上の和解	左大腿骨・下肢	12級相当	小学生	自転車	1170	900
12級7号の後遺障害で後遺障害の慰謝料が 400万円と認定され訴訟上の和解	大腿骨・左股関節・左下 肢	12級7号	会社員	バイク	400	110
訴訟外の相解をした事例	胸椎・腰部・左足関節	11級7号	主婦	自転車	822	286
第10級11号の後遺障害で380万円を増額 させ訴訟外の和解をした事例	右大腿骨・腰部	10級11号	女性	歩行者	1,000	380

■膝の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
右膝外側半月板損傷で38年間の労働能力 喪失が認められ330万円増額させ訴訟上の 和解	半月板損傷	14級9号	男性	自転車	630	330
右膝関節の機能障害で2324万円を取得 し、訴訟上の和解	両膝打撲	併合10級	女性	自転車	2,324	1,292
異議申立てにより14級9号が認定され示談 額が増額し訴訟外の和解	頚椎・腰椎・全身打撲・ 右足関節・右膝	14級9号	自営	車	253	173
後遺障害4級の事案で将来介護費用等が認められ、既払い金を除き、総額7,070万円 で訴訟上の和解	右足	4級	女性	自転車	7,070	3,000
第12級相当(右下肢の醜状痕)の後遺障 害について、904万円で訴訟上の和解	右下肢	12級	女性	バイク	904	590
第12級7号が第10級11号になり、1019 万円を取得し訴訟外の和解	左膝内側副靭帯・左膝前 十字靭帯・左膝内側半月 板	10級11号	女性	バイク	1,019	664
9級の後遺障害が2級となり、2億9000万円 を取得	下肢	2級	男性	自動車	29,000	27,000

■下腿・足の解決事例一覧

事例内容	部位	等級	被害者の 属性・職業	事故分類	獲得金額 (万円)	増加額 (万円)
異議申立てにより14級9号が認定され示談 額が増額し訴訟外の和解	頚椎・腰椎・全身打撲・ 右足関節・右膝	14級9号	自営	車	253	173
12級7号の後遺障害で後遺障害の慰謝料が 400万円と認定され訴訟上の和解	大腿骨・左 股関節・左下 肢	12級7号	会社員	バイク	400	110
後遺障害4級の事案で将来介護費用等が認められ、既払い金を除き、総額7,070万円 で訴訟上の和解	右足	4級	女性	自転車	7,070	3,000
第12級相当(右下肢の醜状痕)の後遺障 害について、904万円で訴訟上の和解	右下肢	12級	女性	バイク	904	590
自転車同士の事故で12級相当の後遺障 害が認められた事例	左足	12級	主婦	自転車	530	530
併合9級相当が異議申立てにより併合6級 相当になり訴状外の和解	右下腿骨・右手・右上肢	併合6級	男性	バイク	1,700	800
併合第11級の後遺障害で2800万円余を取得し、訴訟上の和解	左脛骨・腓骨	併合11級	大学生	バイク	2,800	1,248
後遺障害併合10級で380万円を1854万円に 増額させて訴訟上の和解	左腓骨・胸腹部	併合10級	男性	バイク	1,854	1,474
9級の後遺障害が2級となり、2億9000万円 を取得	下肢	2級	男性	自動車	29,000	27,000

頭部(脳)の解決事例 (一例)

併合4級で既払金2188万円の他に、 6700万円を取得して訴訟上の和解した事例

1.事故発生の状況

会社員の男性A(42歳)は、勤務先からバイクに乗って帰宅途中、 交差点において右折の乗用車に衝突させられ外傷性頭蓋内出血、 鎖骨々折等の傷害を負い、職場に復帰したものの、外傷性高次脳 機能障害等の後遺障害が残存した。

2.等級認定

自賠責静岡調査事務所は外傷性高次脳機能障害については5級2号(神経系統の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの)、鎖骨の変形については12級5号(鎖骨に著しい変形を残すもの)に該当するとして併合第4級と判断した。

3. 提訴

Aは5級に該当する高次脳機能障害で、将来介護費を請求したい こともあり、静岡地方裁判所に1億1500万円を求めて損害賠 償請求の訴を提起した。

4. 和解

裁判所は、将来介護費については、1日につき2000円をAの平均 余命まで1231万円余、後遺障害逸失利益については6116 万円余、合計で約1億円を認め、Aの過失を15パーセントとし、 既払金を控除し、6700万円の和解案を提示した。

本件では、裁判所が一応自立しているAの日常生活の障害に対し、 平均余命まで1日につき2000円の将来介護費を認めてくれたこと が評価でき、加害者の加入している損害保険会社も和解案を受諾 し、訴訟上の和解が成立した。

肩・上腕の解決事例一覧 (一例)

併合第14級の右肩痛等の後遺障害で当初の提示額より大幅に増額され判決確定した事例

1. 依賴背景

依頼者A (22歳、男子大学生) は、交通事故にあったBの救助をしていたところ、事故現場に走行してきたC運転の加害車両にはねられ、右肩関節筋腱板損傷等の傷害を負った。

静岡自賠責損害調査事務所は、Aの後遺障害について、疼痛の存在を認め、 事前認定により第14級9号(局部に神経症状を残すもの)と判断した。

2. 保険会社の見解

そして、この結果に基づきCの加入していたD損害保険会社は、Aの損害は既払金388万円余を含めて<math>453万円余だとして、この額を<math>Aに提示した。

3. 当事務所への相談経緯

Aの母は、この提示額と後遺障害が妥当であるか否かを当事務所に相談し、 当事務所としては、まず自賠責会社にAの後遺障害について被害者請求を した。しかしながら、この事前認定の判断は維持され、AはCを相手にし て静岡地方裁判所へ損害賠償請求の訴を提起した。

Aは、主治医のE医師から意見書を入手し、さらに、MRIの画像鑑定も得てAの後遺障害は第12級13号であると主張したが、裁判官は静岡自賠責損害調査事務所の「右肩関節腱板の断裂はないことから動揺関節はないもの。」とする判断を支持し、第14級9号であると考え、和解案を提示した。しかし、過失割合でCの加入しているD損保が納得せず、判決となった。

4. 結果

この判決は、過失はD損保の主張である45%を排し、25%だとし、労働能力喪失期間もD損保の主張する3年間を排し、30年間であるとし、Aの総損害額を950万円余とし、遅延損害金を含めると既払金388万円余を除き、430万円であるとした。

Aの主張した第12級13号は認められなかったが、当初のD損保の提示額より370万円増額され確定した。

脊髄・頚椎・腰椎の解決事例 (一例)

後遺障害非該当が異議申立てにより 第14級9号になり訴訟外の和解

1. 依賴背景

依頼者A (30才の女性,主婦)は、車両を運転して、信号機のない交差点で右折車の後方に停止したところ、加害者B運転の車両に追突され、前に押し出され、Aの車両は右折車両にも追突した。

そのために、Aは、頚椎捻挫の傷害を負い、6か月間治療を受けたが良くならず、頚部から両肩甲部にかけての疼痛を残し、症状固定となった。

2. 相談経緯

AはBの加入していたC損害保険会社から、治療費を除いて66万円の損害 賠償額を提示され、当事務所に相談した。

当事務所は、Aには後遺障害があるとして、Aに頚椎MRIを撮影することを 勧めた。

Aはすぐに頚椎MRIを撮影してもらったが、頚椎のC3/4椎間板に変性があることが分かった。

当事務所は意見書を書き、自賠責会社に後遺障害等級認定のための被害者請求をしたが、静岡自賠責損害調査事務所は後遺障害非該当とした。

当事務所は、Aの通院したD病院整形外科のE医師から意見書を作成してもらい、これを添付して自賠責会社に異議の申立てをしたところ、静岡自賠責損害調査事務所は、Aの後遺障害を第14級9号(局部に神経症状を残すもの)と判断した。

静岡自賠責損害調査事務所は、医療照会の結果から、Aは、「初診時に頚部痛があり、症状固定となるまで症状が一貫して存在していた。」として、第14級9号を認めたものである。

このように、症状の一貫性が、第14級9号の認定の理由となるので、被害者は自分の症状について、正確にカルテに記載してもらう必要がある。

3. 結果

Aは、後遺障害が認定されたことに満足し、当事務所はC損保と交渉し、治療費を除き350万円の支払いで、訴訟外の和解をした。

後遺障害が認定されなければ、66万円で示談するしかなかったが、後遺障害が認定されたため、284万円増額されたものである。

現在、むち打ち症事案で、静岡自賠責損害調査事務所は厳しい認定をしているので、むち打ち症被害者は、このことに留意し、治療を受けて欲しい。

~よくいただくご質問~

Q1 交通事故にあった際に健康保険は使用できないの?

そんなことはありません。交通事故にも健康保険を使用できます。交通事故について、あなたにいく分でも過失がある場合、健康保険を使った方がむしろ得です。

仮に、あなたに20パーセントの過失があり、200万円の治療費がかかった場合、加害者に負担させる治療費は80パーセントの160万円ということになり、40万円をあなたが実質的に負担しなければなりません。

健康保険を使用すれば、あなたの過失による負担分は健康保険が持つことになります。

健康保険を使用した場合の診療の単価が、そうでない場合の自由診療の単価より低い為、病院側で「健康保険を使用できない。」と述べているものと思われますが、厚生労働省は交通事故による治療も保険給付の対象となると明言しています。

Q2 治療が必要なのに、保険会社が治療費を出してくれない!

損害保険会社は、むち打ち症の治療期間は6か月位であるとして、この頃 になると治療を打ち切って欲しいと要請してくることが多々あります。

早ければ2か月位で打ち切るようにと言ってきた例もあります。あなたに出ている現在の症状が交通事故によるものであり、医者が今後も治療の必要があると診断している場合、治療を継続してもよいかと思われます。治療の要否を決めるのは損害保険会社ではなく、あなたの治療に従事している医者ですし、あなた自身です。

但し、あなたが必要もないのにだらだらと治療を続けると過剰診療となり、 治療費全額を加害者に負担させることができない場合もありますのでご注 意下さい。

いずれにしても、医者から今後の治療について、よく説明を受ける必要があります。

~よくいただくご質問~

Q3 交通事故傷害の場合、加害者にどのような請求ができるの?

あなたは加害者に対して、治療費、付添看護費、入院中の雑費、通院交通 費、器具・装具等購入費等の請求をすることができます。

その他に交通事故によって仕事を休んだり、主婦労働ができなかった場合、休業損害を請求することができます。

さらに、入通院期間を基礎として算出された傷害の慰謝料も請求できます。 詳しくは当事務所の弁護士にご相談下さるか、日弁連交通事故相談セン ター東京支部が発行している「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」 (赤い本)をご参照下さい。

Q4 過失相殺の割合について教えてください。

交通事故では被害者にも落ち度がある場合があります。このような場合、 損害の公平な分担という観点から、被害者の落ち度に応じて、加害者が被 害者に支払う損害賠償の額が減額されます。

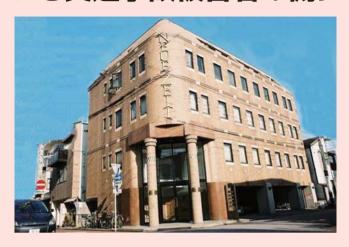
これが過失相殺といわれるものであり、東京地方裁判所民事第27部では 「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準(全訂五版)」(別冊判例 タイムズ38、判例タイムズ社刊5000円+税)を公刊し、その割合を示して います。

この基準は全国の裁判所が採用しており、静岡地方裁判所でも、ほぼこの 基準によって判決や和解がなされております。損害保険会社もこの基準を 用い交渉しています。この基準を詳しく知りたい方は、上記書物をお買い 求めいただくか、当事務所の弁護士にご相談下さい。

Q5 後遺障害が残存した場合はどうでしょうか?

損害保険会社は赤い本より低額な額を提示してきますので、当事務所の弁護士に相談することがベターです。後遺障害による逸失利益、後遺障害の 慰謝料が請求できます。

いつも交通事故被害者の側に!



弁護士法人鷹匠法律事務所は、前身も含めますと、 既に40年以上の歴史を有する古い事務所です。当事 務所は市民の皆様方のくらしのパートナーとして、 弁護士、事務職員一同、日々研鑽に努め、地域に信 頼される存在感のある事務所として、この静岡の地 で末長く活動していきたいと思います。

webで検索!

鷹匠法律事務所



交通事故被害者に選ばれる法律事務所の実績と信頼の解決事例ブック

発行責任者 大橋 昭夫

2016年1月25日発行

発行所 弁護士法人 鷹匠法律事務所

= 420-0839

静岡市葵区鷹匠1丁目5番1号NEUEZEIT(ノイエツアイト)4階

電話番号 054-251-1348 (代)

フリーダイヤル 0120-331-348 FAX番号 054-251-5526

事務所HP : http://www.takajo-law.com/ 交通事故専門HP : http://www.kotsujikol.com/

印刷·製本/株式会社 篠原印刷所

(無断複写禁止)